

広報 No.63

しかべ

12月10日
衆議院議員選挙
最高裁・裁判官国民審査

11・12
合併号

12月10日は 衆議院議員総選挙
最高裁判所裁判官国民審査
投票日です

衆議院議員総選挙及び
最高裁判官国民審査投
票

▼投票所

- 第一投票区 鹿部村第一集会所
(函バス車庫うら)
- 第二投票区 本別青年研修所
- 第三投票区 大岩公民館
- 第四投票区 出来潤集会所
- 第五投票区 シシベ集会所
- 第六投票区 宮浜公民館

▼投票時間

十二月十日午前七時～午後六時
まで

▼開票日及び時間

即日開票(十二月十日)午後七
時三十分から

▼開票場所

鹿部村役場大会議室

開票参観人の受け

開票参観人は先着二十人まで
です。参観人は係から番号札を受け
取って下さい。

棄権は危険です

十二月十日は衆議院議員総選挙の投票日です。
標語▽投票日あなたが発言する日です。

- ▽棄権して誰にまかせる国のかじ
- ▽過去をみてあすを考えこの一票

七〇年代の国政に参画する私達の代表を選ぶ選挙であり私達にとってにはきわめて大切な一票を行使する機会です。
衆議院は、私たちの日常生活にひびく政治の基本を決める最も重要なところす。



1. この一票、結ぶ政治と台所

明るい明日への願いをこめて、国政にみんなで参加しましょう。
選挙は候補者の中からあなた自身を選んであなたが投票するものです。他人から押しつけられず、自分の意思をまげることなく、あなたが判断し投票しましょう。

投票所内では こんな注意を

- ▽投票所内での立話しや長話し、とくに候補者の噂をすることなどはやめましょう。
- ▽代理投票をする人を投票所内の記載台まで連れてこなくても投票所内では係員にまかせて下さい。
- ▽衆議院議員総選挙の投票用紙に一名を自筆で記載し、投票箱に入れて下さい。
- ▽最高裁判所裁判官国民審査投票は審査される人の氏名が印刷されておりますのでやめさせたいと思う者にはその上に×を書いて下さい。
- ▽記載台で自分の記載する候補者の名前を口に出さないで下さい。

政見放送時間

十二月十日執行の衆議院議員総選挙候補者の政見放送時間が次のとおり決定いたしました。
候補者の政見経歴を放送します。よく見て、よく聞いて、正しく判断し、私たちの代表者を選びましょう。

NHKテレビ放送

○十一月二十七、二十八日
各日午後五時から午後八時十分まで

○十二月六、七日の各日は
午後七時三十分から午後七時五十九分まで

NHKラジオ放送

○十二月四、五、六、七日
の四日間は各日午前七時十五分から午前七時三十分まで

HBCテレビ放送

○十二月四、五日の二日間
各日午後四時から午後四時三十分まで

HBCラジオ放送

○十二月四、五、六、七日
の四日間各日午後五時から午後五時二十分まで

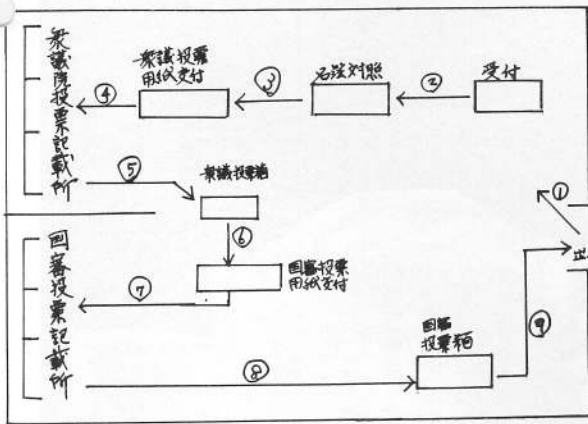
STVテレビ放送

○十二月六、七日午後五時から午後五時三十分まで

投票の順序

一、衆議院議員、最高裁判所裁判官別に二回投票します。
(今回の選挙は衆議院議員総選挙と最高裁判所裁判官国民審査と二回投票するようになっております)
左記見取図のとおり最初に衆議院議員総選挙の投票用紙の交付を受け記載所で記入投票します。そのあと最高裁判所裁判官国民審査用紙の交付を受け記載所で記載し投票するという方法で二回投票します。

会場見取図



投票順序



不在者投票で 棄権をなくそう

十二月十日の投票日の当日、仕事のために旅行するとか、病气など、やむを得ない理由があつて投票できない人は投票日の前日まで投票することができます。

投票日に投票できない人は、この不在者投票制度を利用し、棄権をしないようにしましょう。

▽不在者投票のできる期間は

衆議院議員総選挙の不在者投票は十一月二十日から投票日の前日十二月九日まで、国民権投票は十一月三十日から投票日の前日十二月九日までです。

投票できる時間は毎日午前八時三十分から午後五時まで受付しております。(日曜日でもできます)

◎手続きはかんたん

1 不在者投票をしようとする選挙人は選挙人名簿に登録されている選挙管理委員会に請求して下さい。

2 投票日投票所に行つて投票することができない旨の宣誓書(選挙にあります)に記名押印していただきます。

(印かん及び入場券を持参して下さい。)

◎現在鹿部村以外の市町村に居住している選挙人からの不在者投票

票の請求の仕方について

1 選挙人が直接又は郵便で鹿部村選挙管理委員会へ請求下さい。

2 鹿部村選挙は請求のあつた選挙人宛直接又は郵便でお届けします。

3 選挙人は受けとつたら中を開封せずにその住んでいる選挙所に行きその市町村選挙管理委員会職員の指示により投票をして下さい。

◎十二月十日に鹿部村において選挙できる人、できない人

▽選挙権(登録基準日十一月十九日)

年令満二十才以上(昭和二十七年十二月十一日まで出生した人)の人で引続き三ヶ月以上(昭和四十七年八月十九日までに鹿部村に転入者)鹿部村の区域内に住所のある人は鹿部村において選挙できます。

又昭和四十七年八月九日以降鹿部村から転出した者も鹿部村で投票できます。(昭和四十七年八月九日以前の転出者は転出先の市町村で投票して下さい。)



入場券は届きましたか

入場券は各区分長さんを通じて各家庭への配布をお願いしております。まだ届いていない方は選挙管理

各投票所投票管理者

投票立会人氏名

▽第一投票所(鹿部第一集会所)

(投票管理者) 浜村正三郎
(同職務代理人) 浜村 正夫
(投票立会人) 庭田 淨蔵

〃 永沢 チナ
〃 野口 キミ

▽第二投票所(本別青年研修所)

(投票管理者) 古城 猶吉
(同職務代理人) 長幡 隆志
(投票立会人) 平田徳太郎

〃 野場 ナミ
〃 込山 米子

▽第三投票所(大岩公民館)

(投票管理者) 飯田長一郎
(同職務代理人) 橋本 健蔵
(投票立会人) 山田 佐吉

〃 榎谷 秀作
〃 瓜田 ヤス

理委員会に申し出て下さい。

選挙当日よく入場券を忘れてくる人がおりますが入場券を忘れてきますと、受付が混乱することになります。

選挙当日は入場券を忘れないでください。

▽第四投票所(出来瀬集会所)

(投票管理者) 小田 輝次
(同職務代理人) 佐々木成克
(投票立会人) 中島今日太郎

〃 高橋 長八
〃 新田ヨシエ

▽第五投票所(シシベ集会所)

(投票管理者) 松崎繁四郎
(同職務代理人) 小玉 健
(投票立会人) 岩井喜代松

〃 飯田常太郎
〃 小山 トセ

▽第六投票所(宮浜公民館)

(投票管理者) 池田 義雄
(同職務代理人) 岡崎 英夫
(投票立会人) 斎藤 勇

〃 大竹 良雄
〃 川口 セツ



⑤



⑥



冬の交通事故死をなくそう

例年十二月に入ると冬型の交通事故が多くなります。

その特徴的なものとしては、

▽高速で進行中、ワダチにハンドルを取られて対向車と衝突

▽雪煙りで見とおしが悪いのに追越して対向車と衝突

▽路面が凍結している下り坂を徐行しないで進行し路外に転落

▽高速で進行中、突然横断者を発見し、急ブレーキをかけたが、スリップして衝突

などがあげられますが、これらはいずれも路面の積雪凍結等による交通環境の変化をよく知らないで運転することが原因です。

◎スリップ事故を防止するために

▽運転感覚の切りかえ

積雪や凍結の路面は夏の路面に比べ倍以上スリップすること

を理解し、運転感覚を切りかえ

ましょう。

▽装備の完備

スノータイヤやチェーン等を完備し、また作業点検をじゅうぶ

ん行ないましょう。

▽防衛運転の実施

○スピードをダウンし、エンジンブレーキを併用する習慣を身につけ

つけましょう。

○急ブレーキ・急ハンドル・急加

速はできるだけ避けましょう。

○車間距離は、スリップを計算に入れた距離を保ちましょう。

○追越しはできるだけゆるやかなカーブを行ないましょう。

○常に前方に目をやり、ワダチなどの悪路を早く発見し路面に応じた運転をしましょう。

○初心者は常に慎重な運転を行ない

ましょう。

○子どもと老人を守るために

○子どもと老人にはじゅうぶんな

間合いを取り、安全運転を励行

しましょう。

○スクール・ゾーンではスピード

をダウンし、子どもの飛び出し

に注意しましょう。

○スケート・スキー等の路上遊戯

には、みんなで警告を与えま

しょう。

○子どもと老人には、できるだけ

付き添うようにしましょう。

○もし、幼児や老人の危険なひと

り歩きを見たら、やさしく誘導

合図をしましょう。

▽歳末・年始時の飲酒運転や過労

運転をなくし、みんな力を合わ

せ冬の交通事故死をなくしま

しょう。

歳末の各種犯罪を防ごう

あわただしい年の瀬を迎えま

したが、この時期は会社・事業所・

商店等の総決算期と、ボーナスシ

ーズンで、多くのお金が動くとき

です。

このようなあわただしさのスキ

をねらってふえるのが「アキス」

「スリ」「ひったくり」といった

犯罪です。また、この時期は、と

くに強盗やサギなど悪質な犯罪が

多くなります。

警察では、みなさんが安心して

年越しができるよう全力をあげて

「歳末の特別警戒」を実施してお

棄権防止のため サイレンを吹鳴します

十二月十日執行衆議院総選挙及

び最高裁判所裁判官国民審査投票

の投票日当日には棄権防止のため

次のとおりサイレンの吹鳴しま

すので火災とまちがわないうご

注意下さい。

▽サイレン吹鳴の時間

午前七時（投票開始）

正午

午後五時（投票終了一時間前）

………

上衣やエプロンのポケット・買

物かごの中などは、もつとも危険

です。

必要以外のお金を持ち歩かない

ようにし、サイフは肌身に近いと

ころにしつかりしましょう。

3 お金の持ち運びは慎重に

年末は売上・支払・預金の引き

出しなどがひんぱんになりますの

で「ひったくり」が多くなります。

とくに女性に預金の引き出しや集

金をたのむのは危険です。

大金を持ち歩くときは、男性が

二人以上で、できれば自動車を利

用するようにして下さい。

もしおそわれたときは大声で通

行人に助けを求め、一一〇番（鹿

部では17番）に急報して下さい。

4 自動車からの誘いはキップリ断

わりましょう。

バス停留所や暗い夜道で見知ら

ぬ人から「送ってあげよう」など

と誘われたときはキップリと断

りましょう。

投票用紙をまちがわないように

▷ 衆議院議員総選挙投票用紙は水浅黄色紙に黒刷り

▷ 最高裁判所裁判官国民審査投票用紙は白色紙に黒刷り

あなたの家庭の防火管理は充分ですか。

毎年この時期になりますと、火災が最も多く発生します。

この時期の火災発生原因は、そのほとんどが暖房器具によるもので、ストーブの取付け方法、煙突、電気こたつ、石油類の取り扱い

方など最底知っておかなければならない知識があります。

これからの季節は次のことを注意し、年末に火災を出さないようご協力下さい。

▽灯油の貯蔵取扱いは一、一般家庭で取扱うことのできる灯油の量は一〇〇リットルまでです。(約ドラム缶の半分) これをこえる時は、村役場に届け出が必要で

二、一般家庭で重油を取扱う時は、ドラム缶二本(四リットル)までは自由に使用しますが、これ以上のときは村役場に届け出が必要で

三、ガソリンは二〇リットルまでより一般家庭では取扱われません。

年末の火災を防ぐために

〔貯蔵の方法〕

一、屋内に貯蔵する場合は

● 内部は防火構造とする。

● 窓は網入ガラスとする。

● 出入口は防火戸とする。

二、タンクで貯蔵する場合は

● 家のカベが可燃性である場合は、一メートル以上の空間(壁から離す)をもつか、家の壁とタンクの間を防火上有効な壁をつくる。

● 家のカベが防火、耐火構造の場合は直接つけてもよい。

三、容器で貯蔵する場合は

● 家のカベが可燃性の壁の場合は、壁から約二メートルの空間をもつて置くこと。又は防火上有効な壁をつくること。

● 壁が開口部のない耐火構造又は防火構造の壁の場合は

● 壁が開口部のない耐火構造又は防火構造の壁の場合は

● 壁が開口部のない耐火構造又は防火構造の壁の場合は

● 壁が開口部のない耐火構造又は防火構造の壁の場合は

● 壁が開口部のない耐火構造又は防火構造の壁の場合は

● 壁が開口部のない耐火構造又は防火構造の壁の場合は

● 壁が開口部のない耐火構造又は防火構造の壁の場合は

貯蔵し、取扱う場合には、役場に届けて下さい。

▽プロパンガスの取扱いは

各地でプロパンによる火災が多く発生しています。

各家庭でのプロパンの取扱いは充分注意して下さい。

一、容器は、屋外の換気の良い場所に設置し、直射日光をささぎ

るために周囲を囲むとか、小屋の中に入れておかなければなりません(通風を良くする)この場合、元栓は開いたまま、ですから、いたづらをされないようにして下さい。

二、容器は常に四十度以下に保っていること。

三、容器を置く台は、上面を水平にし、地盤面に安定して設置すること。

四、配管は使用場所に応じ、二重管などの保護措置をして下さい。

五、配管は次の場所から定められた距離を保たなければなりません。

● 電線の内蔵する金属管から十五センチメートル以上。

● 電気冷蔵庫から一メートル以上。

● 煙突から三十センチ以上。

六、ゴム管類の使用期間は二年以内に取替えなければなりません。

七、予備の容器は置かれませんが移動式ストーブの取扱いは

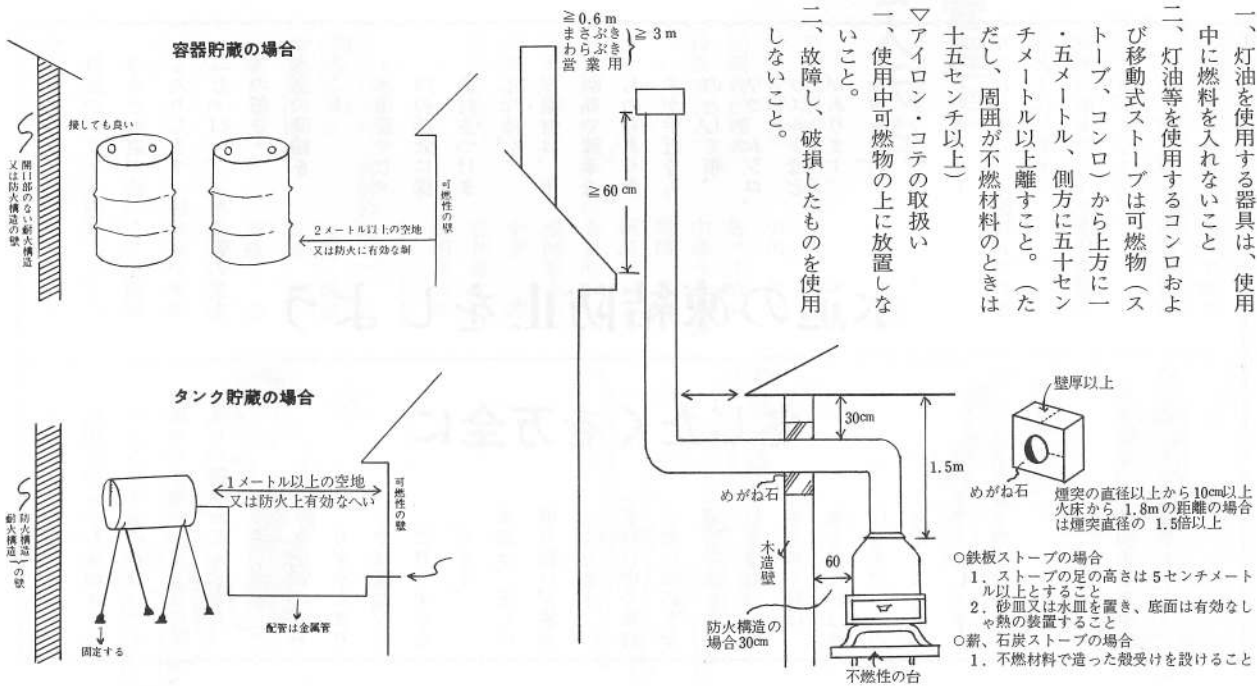
一、灯油を使用する器具は、使用中に燃料を入れないこと

二、灯油等を使用するコンロおよび移動式ストーブは可燃物(ストーブ、コンロ)から上方に一・五メートル、側方に五十七センチメートル以上離すこと。(ただし、周囲が不燃材料のときは十五センチ以上)

▽アイロン・コテの取扱いは

一、使用中可燃物の上に放置しないこと。

二、故障し、破損したものを使用しないこと。



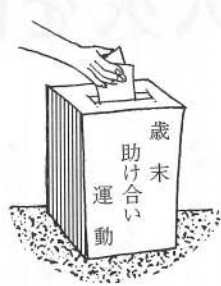
- 鉄板ストーブの場合
 1. ストーブの足の高さは5センチメートル以上とする
 2. 砂皿又は水皿を置き、底面は有効なし
- 薪、石炭ストーブの場合
 1. 不燃材料で造った殻受けを設けること

みんなでお正月を 道民歳末たすけあい

今年も12月1日から25日までの間に、「道民歳末たすけあい運動」が実施されます。この運動は、生活に困っている人や気の毒な方々にみんなが暖かい愛の手をさしあげ、励ましあう運動です。

昨年、この運動に寄せられた義

援金は、約一億一千万円余りに達し、福祉施設や、お年寄り、また長期闘病生活をされている入院患者や、生活に困っている遺児や、母子家庭などに配分され、多くの人々の励ましとなっています。「たすけあい」の心と心のつながりで道民がそろって明るく楽しい



お正月を迎えられるよう「歳末たすけあい運動」にご協力をお願いいたします。義援金の受付は、この運動期間中共同募金会鹿部支部や、郵便局、NHKなど各報導機関の窓口でも取り扱っています。

旧軍隊の爆薬等の処理について

終戦時、旧軍隊により、投棄された爆薬等については、国の計画により逐次処理されてきましたが今なお、道内で発見されている実情であります。

従って、まだ発見されていないものもあると思われ、これを安全に処理するため、終戦時投棄に係る方は、最寄りの警察署又は警察官派出所に通報されるようお願いいたします。

なお、当時投棄に参加された方であっても、現在、ならん刊罰の対象となりませんので、安心して通報してください。

◎建設内容

折戸、湯の沢建設住宅は共に一種住宅です。

(1) 2DK 四十七・七三㎡

一階 3畳 居間兼台所

二階 6畳1間 3畳1間

(2) 3DK 五十四・四〇㎡

一階 3畳 居間兼台所

二階 7.5畳1間 4畳1間

詳細については役場総務課でおき下さい。

昭和47年度建設 公営住宅入居者募集

本年度、折戸川団地に二階建8戸、湯の沢団地（シシペ地区）に二階建8戸、合計16戸の公営住宅を建設しましたので住宅入居希望者を募集します。次の事項を留意の上、役場総務課までおいで下さい。

◎住宅入居者の資格

住宅に入居できる者は、次の条件を具備する者でなければ

ならない。

(1) 現在同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者、その他に婚姻の予約者を含む）があること。

(2) 一定収入の基準以内であること

(3) 現在住宅に困窮していることが明らかなるもの。

(4) 村内に住所又は勤務場所を有する者であること。

水道の凍結防止をしよう

冬じたくを万全に

▽寒さから水道を守りましょう。気温がマイナス四度C以下になると水道が凍ったり、破裂したりします。特に多いのは「じゃ口」、「水道管の立上りの部分」

▽水道の凍結を防ぐには

- ・水道管やじゃ口の部分に保温材料をつけましょう。
- ・保温材は、市販品で簡単なものもありますが手近なものとして布、ワラ、ムシロ、フェルトなどがあります。

これらを図のようにつけてから、上からビニールなどをまいて保温材がぬれないようにします。

▽その他次のような点に注意しておきましょう。

- ・床下が素通しの家は水道のまわりを大きく囲っておき

ましよう。水道のまわりの地面を少しでも凍結させないようにするのがコツです。・排水の点検もしましょう。流しの排水がこわれたり、流し放なしで

水道管のまわりが水たまりでは凍結がおりやすくなります。

水道は、正しい取り扱いが基本となります。寒い日中や夜寝る前には必ず水道管の水をぬいて下さい。

▽水をぬく時は水をぬく時は蛇口をあけ、レバーを止まるところまでまわして下ぎます。

い。（上下で行う水抜栓は上げ下げです。

各家庭での冬期間の水道凍結防止には十分注意しましょう。

× × ×

猟銃等の保管管理の徹底と盗難の防止

十月一日から狩猟の解禁となり、銃を使用する機会が多くなりました。狩猟期間中、銃の保管管理の不適切から盗難事件が毎年ふえる傾向にあります。

昨年中も、函館市内で散弾銃一丁と空気銃一丁が盗まれ、いまだに発見されません。猟銃は悪用すると、たちまち凶器となります。昨年、銃砲刀剣類所持等取締法の一部が改正され、猟銃等の保管に関する規制が強化されました。一斉検査の結果でも、いまだに保管不備で警告を受けた人もいます。したがって、猟銃等の所持者は猟銃等の盗難を防止するため、つぎの点について、とくに注意しましょう。

○猟銃等の保管は、他の人にまかせないで必ず自分で保管しましょう。

○猟銃等で分解できるものは、必ず分解して保管するようにしましょう。

○銃を使用したあとは、必ず残弾の有無をたしかめ、弾丸を抜いて弾丸と銃は、別々に保管しましょう。

○猟銃等は堅固なロッカーに必ず施錠して保管し、家屋に固定してロッカーごと持ち出されないようにしましょう。

○ロッカーは、部屋の出入口に近いところや、人目につきやすいところに置かないようにしましょう。

○保管したあと鍵は自分で所持しましょう。

○猟銃等を保管しているときは、使用しない場合でも、保管状況をとまどき確認しましょう。

○猟銃等や、火薬類を盗難または、なくしたときは、すぐ警察に届け出ましょう。



最近における労働経済事情の要
せん、技術革新の進展等に伴い、それに対応する技能者の養成及び確保は、地場産業の振興を図るうえからも、必要不可欠となつてきております。これに伴い、職業訓練学校の昭和四十八年度訓練生を、十二月一日から募集することに
なりましたので、左記事項を留意の上受験する方は役場民生課窓口までおいで下さい。

○職業訓練生の募集
一、応募資格
義務教育修了程度の学力のある人で、修業の意志が強く訓練に耐えることのできる者。

二、募集期間
昭和四十七年十二月一日から昭和四十六年一月三十一日まで
(ただし、転職者は二月末日まで)
三、入校期日
四月上旬
四、入校中の経費
授業料は無料です。

○身体障害者職業訓練生の募集
一、応募資格
身体障害者(手足、身体不自由者を主としていますが、訓練が可能を視、聴力障害者も含みます。

職業訓練学校訓練生

の募集について

す。ただし、障害部位の症状が固定していて訓練を行なうことにより再発又は、悪化のおそれがない人。義務教育修了者、又は同等以上の学力のある人。伝染病、精神障害等の集団生活に不適當な病氣をもっている人は応募できません。

二、募集期間
昭和四十七年十二月一日から
三、入校期日
四月上旬

四、訓練中の特典
訓練期間中は、月額二万五千円程度の訓練手当等が支給されます。

五、入校中の経費
入校中における授業料、教材費は無料です。

六、寄宿舎
全員入寮できます。

七、募集訓練科目(訓練期間一年)

- 洋服科、製くつ科、電子機器科、事務科、建築製図科、印刷技術科、時計修理科、洋裁科、写真植字科、木工芸科

その他くわしくは、役場でおたづね下さい。

漁港の利用は正しく

- 港内に、ゴミなどを捨てない。
- 漁港施設の利用は、市町村長に利用届けを出す。
- 漁港区域で工作物の建設、土砂採取などをするときは、知事の許可を受けること。



気象は握、救命器具

の点検を怠りなく

— 冬の海難防止に全力を —

本道周辺海域をはじめ、沿海州や北洋方面は、これからスケトウダラ、タラ、カレイ、タコなどの盛漁期に入りますが、この時期は北国特有のきわめて苛酷な気象条件のため、海上の作業がますます困難になるばかりでなく、しばしば悲惨な海難事故が発生してきます。

本年度の海難事故

ことし一月一日から九月三十日までに起きた漁船の海難事故のうち、全損海難は三十五隻で、前年同期に比較すると十八隻の減少となっています。

しかし、漁船海難によって死亡、行方不明となった人の数は百五十四人で前年同期(百五人)の

一、四倍に達しています。

また、過去三年の冬期漁船海難事故をみると、汽船底びき網漁船を中心とした大型漁船が着氷流氷、異常気象などの要因によって九十四人が死亡しています。

冬期海難の特色は、船が全損すると乗組員全員が死亡するという悲しい事態を招くことが多いので、この時期の操業にはいっそう心を引き締めなければなりません。



働きざかりにピッタリです。小さな掛金で大きな保障！

傷害つきクロバー保険は五倍まで保障します。

契約保険一〇〇万のとき
満期の場合一〇〇万円
死亡の場合 二〇〇万円
災害死亡 五〇〇万円
をお支払いします。

また
けがの時 二〇万〜二〇〇万
入院の時 一日二千元
を支払います。

鹿部も交通事故や災害死亡が発生しております。郵便局の簡易保険に加入して安心して働きましょう。

◎鹿部簡易保険加入者の会が結成されました。
十月十七日簡易保険加入者の代表者により、簡易保険加入の会が結成され、次の方々が役員となりました。加入者の皆さん方に今後一層の御協力を願います。

郵便局だより



会長 大沢喜代治
副会長 高本吉松
理事 原田キク
飯田又吉
佐々木克三郎
庭田浄蔵
船橋竹治郎
宮本静子
山内チエ
小笠原弥七郎
長幡隆志



村の人口

総数 4,889人
男 2,427人
女 2,458人
世帯数 1,081世帯

(昭和47年11月30日現在)

ママは黙って 定額貯金

●うれしい条件がそろっています。

- 6ヶ月すぎれば、毎日が満期日
- 半年複利で高い利子
- 10年間書きかえの手数不要
- ボーナスは郵便局にお預け下さい。

鹿部郵便局

T.L. 60
〒 041-14

